

インフルエンザ予防接種の費用助成

予防接種でインフルエンザを100%防ぐことはできませんが、重症化を防ぐ効果があります。
 予防接種の費用助成を利用して、今後の流行に備えましょう。



接種期間
 (助成対象期間)

令和2年10月19日～令和3年1月31日まで

①65歳以上の人 ▶ 65歳以上季節性インフルエンザ予防接種助成

①助成内容 (助成額)

助成対象者	助成額
65歳以上 (60歳～64歳で、一定の障がいがある人を含む)	3,280円 (自己負担額は一律1,000円)
生活保護受給者	全額

②助成方法

『インフルエンザ受診券』を必ず委託医療機関に持参してください。1,000円で接種できます。
 ※受診券は10月上旬に個人あてに送付します。

③注意事項

『償還払』はできません。接種される際は必ず『受診券』を医療機関へ持参してください。受診券を紛失などした場合は、役場で再交付できますのでご連絡ください。

②65歳未満の人 ▶ 伯耆町任意予防接種費用助成

①助成内容 (助成額)

助成対象者	助成額 (1回目)	助成額 (2回目 ^(※))
13歳未満	1,000円	1,000円
13歳以上65歳未満	1,000円	—
生活保護受給者	全額	—

(※) 2回目の助成対象者は、13歳未満の小児です。
 (13歳の誕生日前に1回目を接種した場合は、2回目も助成対象です。)

②助成方法

『インフルエンザ予防接種助成券』を裏面記載の医療機関に持参し接種を受けると、接種費用から助成額を除いた額が医療機関から請求されます。助成券を持参しなかった場合や、助成対象以外の医療機関を利用した場合は「償還払」により助成を受けてください。
 ※助成券は10月上旬に世帯主あてに送付します。 ※再発行できませんので紛失しないようご注意ください。

③償還払による助成

次の人は接種費用全額を一旦支払った後、役場の窓口での申請により助成を受けることができます。

- 助成券到着前に接種費用を全額支払った人
- 助成券を忘れて接種費用を全額支払った人
- 指定の医療機関以外 (町外医療機関) で接種され費用を全額支払った人

(1歳未満の人は、接種を行っても十分な免疫をつけることは困難と考えられますが、希望すれば接種は可能です。)

(1)申請場所

健康対策課、分庁総合窓口課

(2)持参するもの

- ①領収書 ②接種済証・母子手帳など接種が確認できるもの*
 ③認印 ④口座のわかるもの (通帳など)

*領収書に「インフルエンザ予防接種」と記載があれば②は不要

(3)申請期限 令和3年3月31日

※期限を過ぎると申請できませんのでご注意ください。

※新型コロナウイルス感染症との重複流行を防ぐことを目的に、インフルエンザ予防接種特設日を開設します。
 詳しくは、広報9月号4ページをご覧ください。

問い合わせ先 健康対策課 健康増進室 TEL:0859-68-5536